

看護系議員は女性政策の推進に どのような役割を果たしてきたのか

—社会的視座の設定を中心として—

勝田 美穂 (岐阜協立大学経済学部)

キーワード：圧力団体、団体政治、記述的代表、実質的代表、ジェンダー

1. はじめに

看護系議員が女性政策の推進に果たしてきた役割を検討するにあたり、この問題設定の意義を明らかにし、政治的な代表に係るいくつかの議論をみて分析の視角を設定する。本稿では国会会議録の分析と事例の検討という二つの方法をとるが、その意図を説明しておきたい。

1.1 問題の設定

伝統的な性規範に準じがちなこと、あるいは政治への不信などの理由から、女性は政治に係ることを忌避しがちである (Pharr1981: Chap. 6, LeBlanc 1999: Chap. 4)。女性団体が政治に係らないわけではないが、ほかの団体からみた場合、その政治的影響力が限定的であるとされてきた (蒲島 1985: 138-139、辻中・崔 2002: 77-78)。議員を推薦し当選させるだけの力のある団体は限定される。80 年代以降では、生協活動を母体とした市民団体が主に地方議会における女性議員の供給源の一つとなった。食や環境、ジェンダーなど身近な問題から社会のあり方の変革につなげる「新しい社会運動」の実践を目指したが、国政への影響力は野党と連携して候補を推薦する程度に留まる。

一方で、看護職の職能団体である日本看護協会¹は、戦後最初の参議院選挙で推薦候補、井上なつゑを当選させ、以降、継続して政治活動を行ってきた。1959 年には政治団体である日本看護連盟を設立した²。看護協会は 47 都道府県看護協会 (法人会員) と連携して活動する全国組織で、約 73 万人の看護職が加入する日本最大の看護職の職能団体であり、本稿ではこの団体に焦点を当てる³。看護団体の支持を受けた議員は当初無所属で活動していたが、1971 年に自民党公認として石本茂を参議院議員に当選させた。この後、継続して自民党から推薦議員を参議院に送り込んでいる。さらに、1996 年に自民党の比例中国ブロック 1 位候補となった能勢和子が衆議院議員に当選、2005 年に比例中国ブロックで初当選を果たした阿部俊子は、2024 年 10 月に行われた衆議院議員選挙で当選 7 回を数えた。今日では、衆参両院において一定の存在感を占めている。

遡れば 1989 年 7 月に行われた参議院議員選挙では、リクルート事件や消費税導入、オレンジ・牛肉輸入自由化、総理大臣の女性スキャンダルなどで自民党に逆風が吹く渦中、現職優先の慣例を超え、看護団体の推薦する新人候補、清水嘉与子を比例代表名簿の第 1 位に登載した。一定の票数の獲得を見込める女性候補の存在は、多様性のアピール、女性への配慮を通じたイメージアップなどを通じて、自民党にとっても有益なものであった。

看護と政治の関連を論じた先行研究として辻(2020)があり、看護師を「女性が集団として政治権力を持ち、政策影響力を行使してきた例外的存在」(133頁)と位置付ける。看護系議員は看護職の専門性の確立と地位向上を通じて、医療制度における男女平等の実現を目指すものであったとするのに加え、数少ない与党の女性議員として、女性政策の推進という役割を果たしてきたとする。女性政策の例として育児休業制度やDV防止法に言及し、労働組合や左派政党・議員が先に手を付けた政策であっても、自民党に看護系議員がいたことが超党派の合意を進める要因になっていたとする(同上:134)。ほかに、看護系議員の役割を示唆するものとして、自民党のなかにはジェンダー対応部会がなく、女性政策は族議員と省庁の担当課が形成する政策コミュニティに取り上げられる機会がない点が挙げられる(岩本2013)。このため、女性政策の推進には女性団体・女性議員のネットワークによる課題設定と、議員提出法案(以下、議員立法)の形式をとることが多い点が指摘された。超党派の立法活動を進めるには、各党に党内調整を進める議員が必要であり、数少ない与党の女性議員である看護系議員に一定の役割が期待されることである⁴。

辻の研究で取り上げられた三つの事例は、看護師を含め特定の業種に限定されていた初期の育児休業制度など、いずれも看護職固有の問題に係るものであり、支援団体の意向に沿ったものとみられる。超党派の議員立法への参画を示唆するものの、女性政策の推進にどのような役割を果たしたのかについて、具体的には明らかにされていない。

本稿の目的は、戦後一貫して国政に係り続けてきた女性の職能団体である看護団体が送り出した国会議員が、女性政策の推進にどのような役割を果たしたか明らかにすることである。ここでは、看護団体の推薦を受けて衆参の国会議員として活動してきた議員を、看護系議員とする。

もちろん、看護系議員の役割は支援団体の意向に沿った政策の実現にあり、一義的な役割は専門職としての看護師の地位向上にあらう⁵。2025年6月には団体初の男性会長の就任が報じられたが、看護師の大部分は依然として女性であり、団体会員の構成比もこれと大きく変わらない⁶。経年で看護師の男性比率は増加傾向にあるが、依然として女性比率は高く、女性一般の権利の拡張に対しても一定の役割をもつ。実際、女性の国会議員が少ない中で、先に挙げたように自民党内でも女性代表の役割を期待される場面が観察された。

看護師という職業自体が、性別役割分業を体現するものだったという側面もある。看護師は長く女性に限定された職業とされ、医療分野において固定的な性別役割分業を強いられてきた。それでも、職業の選択肢が限られるなかで、自立志向の強い女性の就業の受け皿となってきた。看護婦から看護師への名称変更や、担当業務の医療行為への拡大など、看護師の職能の地位向上や専門性の確立に向けた活動のなかには、そのまま医療における性別役割分業の解消につながるものもあった。そうした職業の特性に鑑みれば、看護師の代表が女性政策の推進に否定的とはみられない。一方で、議員の選好は多様であり、看護系議員が必ずしも女性の代表としての役割を果たすとも言えないだろう。

ここでは戦後、看護団体の代表として国会に送り出された議員が、女性政策の推進にどのような選好を有し、どのような活動をしてきたのか、国会会議録(以下、会議録)の発言を辿りながら概括的に明らかにする。そのうえで、若干の事例をみながら、その役割や動機について考えることにしたい。

なお、長く看護婦と呼ばれていた看護師の呼称であるが、2001年の法改正により、今日、看護婦の名称は用いられていない。このため、過去の呼称についても看護師に統一したが、団体名や法律からの引用など必要な場合、看護婦とする場合がある。

1.2 分析の視角

看護団体の支援を受けた議員は看護団体の代表であるといえるが、女性の代表といってよいのだろうか。

まず、代表の概念が示唆するものについて、代表に係るいくつかの議論をみておく。これをもって、看護系議員の活動を分析する視角としたい。

立法府とは国民や民意の鏡であって、人々がどのような考えをもっているかを鏡のように映し出すものと論じられる (Pitkin1967: chap. 4)。ここから記述的代表 (descriptive representation) の考え方が導出される。代表者が誰であるかに注目する代表のあり方であり、代表されるものと共通する属性をもつ人が代表となることによって成立する。この立場に立てば、代表は何者であるかが重要になり、何をするかは問われない。

描写において類似しているというだけでなく、「象徴的代表」(symbolic representation, *Ibid.*: chap. 5) ということもある。国旗や君主制国家における統治者が例として挙げられるが、代表されるものの認識の次元で規定され、無意識あるいは恣意的に存在する。代表として存在しうるかどうかは相互的で、統治者自身が象徴の地位を占めていることを正当化するための活動を行う誘因ともなる。

記述的代表は、経験や背景を共有している代表者が、代表されるものの視点や利害をより自然に理解できる可能性に基づいて成立する。しかし、有権者と同じ属性を持つことは、必ずしも有権者の利益を守ることを保証しない (Phillips1995: 52-56, Mansbridge1999: 629-630)。さらに、見た目や出自が同じというだけで代表を肯定するのは、民主主義に必要な説明責任や政策遂行の観点を弱める。記述的代表が増えることで、制度的な不平等が解消されたかのような見せかけの進歩が演出されることがあり、象徴的代表のもつ危険につながる (*Ibid.* 1999: 652)。一方、象徴的代表に係る議論が示唆するのは、非合理的な信念の役割と有権者を満足させることの重要性である。

こうした議論を踏まえれば、政治的代表は記述的に代表された数合わせでなく、実質的な活動で判断されるべきだということになる。「実質的代表」(substantive representation) の考え方である。代表の役割は、それぞれの集団の利益のために発言し、行動し、後見することであり (Pitkin1967: 116)、有権者の利益に配慮するという実質的な内容があることが要件となる (*Ibid.*: 175-176)。代表の行為をみながら、代表されるものは選挙などを通じて行為を評価し責任を問えるし、代表するものは自身の行為を説明することが求められる。

とはいえ、実質的代表についても批判は免れない。女性のなかにも人種や民族の違いがあり、女性議員なら必ず女性の利益やアイデンティティーを代弁するわけではない (以下、Sapiro1981)。女性の共通の利益とは何なのか、誰がそれを定義するのかという問題もある (*Ibid.*: 703)。サピロは、記述的代表 (女性が女性を代表する) と実質的代表 (政策内容が女性に資する) の二分法に加えて、代表に係る議論は、誰が、誰を、どのように、代表するかを問いつつ、多元的な政治過程を踏まえて行う必要があるとした。さらに、女性の政治家は女性の役割を期待されがちだが、男性と女性の政治家の政策選好や政治活動に大きな違いはみられないとした (*Ibid.*: 711- 713etc.)。家長制的規範が支配する政治システムにおけるリクルートメント手続きや組織的制約に影響され、程度の差はあるが多くの女性リーダーもこれを受け入れ、規範に従って決定を下すためである。

女性に共通の利益があるかどうかという先のサピロの議論を受けて、「社会的視座」(social perspective, Young2002: chap. 4) という概念が提起されている。女性集団に限定されない多様な社会的集団の差異を捉えて、利害代表ではなく、経験や社会的な位置づけに基づく声を政治に反映させる必要があると論じた。代表を、代理されるものとするものとの関係性ではなく、多様な視座を政治的意思決定の過程に組み込む仕組みとして再定義した。社会的視座は、固定的な利益や意見を表出したり解決策を決定するものではないが、公的アリーナで議論されるべきアジェンダの設定や選択に影響を及ぼす (*Ibid.*: 140)。女性政策の難しさは、強制も選択的誘因も働きにくい女性というカテゴリーの特性として、組織化がされにくいこと、イシュー

そのものが政治過程に登場しない非決定の段階にあること、社会のなかにバイアスが構造化された三次元権力の様相を呈していることにある（堀江 2005: 116-118）。このため、社会的視座の設定は女性政策推進の嚆矢として重要な役割をもつ。

本稿が対象とする看護団体は、初期には無所属議員を送り出してきたが、活動の限界と候補者選定の混乱を見て、1970年代に入ると自民党の友好団体となり、今日まで政権与党を支えている。看護系議員の活動は、医療における性別役割分担の解消を内在する使命の一つとしつつ、保守政党に支配的な家父長制的規範を活動の前提にしていることが想定される。このような特性は、相反する命題を包含するとも捉えられ、記述的代表は必ずしも女性の利益を反映しないという議論に重なる。加えて、女性は一枚岩の利益集団でないという点からも、専門職集団の代表であることや保守政党に所属するという特性が、女性の利益に対する認識を規定することを前提としなければならない。次章で会議録の分析を行うのは、看護系議員はこうした性格をもちながらも、国会に女性に係る問題を持ち込む役割が期待され、社会的視座の設定に関与すると考えるためである。

1.3 本稿の方法

本稿では、会議録を基に看護系議員がどのようなテーマに取り組んできたのかを把握したうえで、個別の事例についてどのような役割を果たしたのか見ていく。

先行研究では、「看護」「婦人」「女性」をキーワードに、国会での発言数をカウントし、看護系議員の女性政策への係わりが一定程度あることと経年での変化が明らかにされたが（辻 2020）、具体的な内容には言及されていない。ここでは、会議録の内容を辿りながら、どのようなテーマを取り上げたのかに着目する。ただし、国会の審議は委員会が中心となるが、この方法では若手の発言に偏った抽出が行われという限界がある（松本・松木 2011）。党内で影響力をもちうるシニア議員の行動をはじめ、看護系議員が実際の政策形成においてどのような行動をとったのか、個別事例のなかで明らかにすることで、これらの限界を補うこととしたい。

2. 国会会議録の分析から

看護系議員は国会でどのような発言をし、アジェンダ設定に寄与してきたのだろうか。看護系議員の活動を把握するために会議録の分析をするが、この作業は次の手順で行った。以下、対象議員の選定方法をみとうえて、発言の抽出方法を確認し、議事録から発言を抽出し、分析を行う。

2.1 対象の選定

対象となる議員は、看護連盟のホームページから「看護連盟のあゆみ」に推薦候補として掲載されたものを対象とした。先に挙げたように看護団体の政治活動は戦後最初の選挙からあったが、政治活動に注力できる組織として看護連盟が設立されたのは1959年であり、対象はこれ以降とした⁷。（表1）

対象としたのは10名の議員である。1962年の参議院議員選挙は全国区であったが、看護連盟の最初の推薦候補として518,795票を集め無所属で当選したのは、看護協会会長の林塩であった⁸。さらに、自民党の公認候補として当選したのは、1971年の参議院議員選挙における石本茂で、自身2回目の当選であった。

1983年の選挙から参議院に比例代表制（拘束名簿式）が導入された。1986年の選挙で落選したものの、1989年に比例代表名簿1位に登載され初当選を果たした清水嘉与子、1992年に初当選を果たした南野知恵子あたりから、看護連盟は参議院議員選挙で着実に支援候補を当選させるようになった。

看護系議員は女性政策の推進にどのような役割を果たしてきたのか（勝田）

この一方で、1996年には衆議院比例中国ブロックで単独1位に名簿掲載された能勢和子が当選を果たし、初の衆議院議員となった。能勢はこの後、1回の落選を経て比例中国ブロック単独候補として2度目の当選を果たした。ほかに、2005年に平沼赳夫の選挙区である岡山3区で立候補するものの落選、比例中国ブロック単独1位に搭載されていたため復活当選を果たした阿部俊子など、衆議院議員を送り出すようになる。

2010年には南野の後を受けて参議院議員に当選、2期を務めた後に、2021年に比例中国ブロック単独候補として衆議院議員に当選した高階恵美子がある。高階は2024年10月の衆議院議員選挙で島根1区の候補者となったが、比例復活ならず落選した。2014年に比例北関東ブロック単独34位で当選した木村弥生は、2017年に京都3区及び比例近畿ブロックに重複立候補し比例で復活当選したものの、2021年の選挙では小選挙区、比例代表どちらでも当選できなかった。

2013年の参議院議員選挙では石田昌宏が当選、初の男性議員となり、以降、3回の選挙に当選した。2022年には弁護士資格ももつ友納理緒が当選した。

2025年10月現在、現職は衆議院に当選7回を数え、石破内閣（第一次・第二次）で文部科学大臣を務めた阿部俊子、参議院議員の石田昌宏と友納理緒の3名である。高階恵美子も自民党島根1区の支部長として活動を続けている。

議員名	主な職能	所属	初当選年	在職期間	主要な政府・議会の役職
林塩	看護師	参議院	1962	1期	
石本茂	看護師	参議院	1965	4期	環境庁長官、厚生政務次官
清水嘉与子	看護師・保健師	参議院	1989	3期	環境庁長官、労働政務次官
南野知恵子	看護師・助産師	参議院	1992	3期	法務大臣、内閣特命担当大臣、厚生労働副大臣
能勢和子	看護師	衆議院	1996	2期	環境大臣政務官
阿部俊子	現職 看護師・栄養士	衆議院	2005	7期	文部科学大臣、文部科学副大臣、外務副大臣、農林水産副大臣
高階恵美子	看護師・保健師	参議院、 衆議院	2010	参院2期、 衆院1期	厚生労働副大臣
石田昌宏	現職 看護師・保健師	参議院	2013	3期	参院厚生労働委員会委員長
木村弥生	看護師・保健師	衆議院	2014	2期	総務大臣政務官
友納理緒	現職 看護師・保健師・弁護士	参議院	2022	1期	内閣府大臣政務官、環境大臣政務官

出所：日本看護連盟HP、「会員ハンドブック」、各議員HP等を基に作成。2025年10月現在。
注：主要な政府の役職は政務次官または政務官以上、議会の役職は委員長以上のものを記載した。

2.2 抽出方法

看護系議員が、女性政策についてどのような活動をしてきたのか把握する目的で、会議録から発言を抽出するが、この作業は次の要領で行う。まず、国会会議録検索システムの詳細検索から発言者を指定して検索し、出てきた該当箇所全てに目を通した。表の議員名の下件の件数は該当会議録の数であり、発言数はこれ以上にある。

抽出対象期間は、林塩が最初に無所属で当選した後、1962年8月に開会した第41回国会から、2025年6月に閉会した第217回国会までとした。

抽出にあたっては、看護職の待遇改善に係るものは、間接的に女性への支援や地位向上につながるものであるが、看護の職務に直接係ることとして除いた。一方で、何が女性政策にあたるのかには、実質的代表に

係る議論にあるようにバイアスが避けられない。これを前提として広くとることにした。例えば、女性の年金や雇用における差別の解消といった直接的な問題は異論が少ないことが想定されるが、介護、子育て、少子化など家庭運営に係るものは、それ自体が独立した政策分野と認識されていること、男女共同参画の観点などから、女性政策とするには異論もあろう。比較的最近では、女性に限らず多様な性に係る問題も提起されているが、性に係る視野を広げるという点では、間接的に女性政策にも係るものと考えた。表に記載したのは内容というより、議員が何について発言したか、言及したテーマ程度のものに留まらざるをえなかったが、特段の記載が無い限り、そのテーマについての対策、推進、支援を求めるものである。

また、発言は質問する場合と答える場合がヒットする。答える側の場合、大臣や副大臣などとしてその問題に取り組んだことはわかるが、多様な視座を議会にもちこみ社会化するという能動的な行為とは異なるため基本的には除いている。ただし、答弁の内容が女性政策の推進に関して否定的など、議論になりそうなものについては記載した。

2.3 抽出結果

前節で挙げた抽出方法によって抽出された発言結果は表2に整理した。以下、当選年順に見ていきたい。

初当選が1962年で、参議院議員を1期務めた林塩は在職中353件の会議で発言があったが、看護や医療に係る問題に集中しており、女性政策とみなせるものへの言及はなかった。高度経済成長期にあたり、日本の医療制度の充実にも看護師の待遇改善にも課題の多かった時代であり、女性という問題設定に至るまでの余裕がない時代であったものと考えられる。

初当選が1965年で、その後参議院議員を4期務めた石本茂は在職中170件の会議で発言があったが、女性政策に関する発言は1970年代後半に至るまでほとんどなかった。発言がみられるようになるのは、1975年に開かれた世界女性会議の開催と国際婦人年⁹(1976-1985年)の設定が契機であり、発言はこの年に開かれた第91回国会に集中している。政策決定への女性の参加から、女性が働くための環境整備、年金や財産に係る女性の待遇の改善、健康管理など、広範な問題を取り上げた。石本の在職中、1985年に女子差別撤廃条約の批准があり、国内法を整備する必要から、同年、男女雇用機会均等法が制定されている。制定前にこれらに関する質問はなかったが、施行後の1986年にこの普及状況を尋ねている。さらに、深夜業務制限解除に関連して両親の責任に触れながら、育児休業法の制定を促す発言があった。

石本の後継として1989年から議員活動に入った清水嘉与子も、育児休業の対象拡大や制度の充実について数回にわたり取り上げた。在職中の1999年には男女共同参画社会基本法が制定されている。この数年前から、女性政策の総合的な推進といった包括的な問題を始め、女性が働くための環境整備、男女の賃金格差、公務員における男女格差など個別の問題を取り上げた。男女共同参画が社会的にも関心と呼ぶなか、差別禁止や雇用機会の均等など、直接的な女性政策への関心が強く出ている。なお、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下、児童買春・児童ポルノ禁止法)は1999年に議員提案されたが、清水が趣旨説明を行っている。2003年には参議院に設けられた「共生社会に関する調査会」

(以下、共生調査会)の理事として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、DV防止法)の見直しについて取り上げた。2004年から2007年までは参議院に設けられた「少子高齢社会に関する調査会」の会長を務め、生殖補助医療などを取り上げた。

1992年に初当選した南野知恵子は、2001年に議員立法で制定されたDV防止法の制定に係った。共生調査会のなかに設けられた「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」の座長となり、調査会で法案の趣旨説明を行った。南野は制定後も実効性の確保のために、配偶者間の暴力の問題を繰り返し取り上げた。さらに、高齢者や子供への虐待に関する関心も高かった。子育て支援に関する問題も度々取り上げている。

ほかにも、自身の助産師の経歴に係る、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、性同一性障害者特例法）を議員立法で制定するのに中心的な役割を果たしており、法案の提案者として趣旨説明を行った。なお、2004年には法務大臣に就任したが、選択的夫婦別姓には否定的な答弁を行っている。

1996年に看護団体の推薦議員として初めて衆議院議員に当選した能勢和子は、2期の在職中に50件の会議で発言した。参議院議員と比較して国会での発言は少なめである。男女雇用機会均等法の施行に係り保護規定が解消されたが、夜勤を想定した母性保護の制度について質問しているのは看護団体の意向を受けてのものと思われる。このほかにも女性が働き続けるための環境整備や、女性の登用について取り上げた。

2005年の初当選から衆議院議員として7期の活動を継続中の阿部俊子は当選当初、文部科学委員会で教育や子どもの支援に係る問題を多く取り上げていた。文部科学副大臣、文部科学大臣などを歴任しており、ここ10年ほどは役職者としての発言が多くなっている。女性議員の増加や女性のワーク・ライフ・バランスについてといった、女性政策に係る発言はあるが、教育や子どもの支援に係るものと比較すると少ない。

参議院2期、衆議院1期の在職中に厚生労働副大臣も務めた高階恵美子は、厚生労働委員会での発言が目立つ。女性の健康問題、就業環境整備、子どもの健全育成などについて取り上げている。ライフ・ステージにあった女性の健康管理を具体的に提案しており、看護師としての専門性や女性という立場に係るものとなっている。

2013年に初当選した石田昌宏は117件の会議で発言したが、女性に係るものはほとんどない。とはいえ、近年注目されているフェムテックの導入支援といった新しいテーマを国会に持ち込んだ。男性の育児休業取得といった自身の属性が反映されているものもあった。記述的代表が同じ経験や背景の共有によって、視点や利害をより自然に理解できる可能性に基づいて成立することに鑑みれば、女性政策に限定して、男性であることの限界を示しているともいえよう。

2014年に初当選し衆議院議員を2期務めた木村弥生は、在職中34件の会議で発言した。女性に係るものというより、子どもの健全育成に係る発言が目立ち、日本版DBSの普及について複数回取り上げている。自民党のプロジェクトチームの座長として取り組んだ待機児童に係る問題のほか、アフターピルの普及といった看護の専門性に係る発言もあった。

2022年に初当選した友納理緒は、在職3年の間に23件の会議で発言した。子育て支援に係るものが目立つが、性被害の問題にも取り組んでいる。家事支援サービスや男性育休といった女性が働き続けるための環境整備に係るものもある。

表2 看護系議員の国会での発言（1）			発言テーマ
議員名	会議名		
林塩	-		
全353件			
石本茂	第55回国会 参議院 予算委員会第四分科会 第1号 昭和42年5月22日		産前産後休暇と手当
全170件	第67回国会 参議院 社会労働委員会 第5号 昭和46年12月7日		夜間保育の状況
	第75回国会 参議院 外務委員会 第15号 昭和50年6月19日		女性労働者に対する政策の遅れ
	第84回国会 参議院 決算委員会 第8号 昭和53年3月27日		婦人の多様性
	第84回国会 参議院 決算委員会 第8号 昭和53年3月27日		国連婦人の十年、政策決定への女性参加
	第90回国会 参議院 決算委員会 閉会后第2号 昭和54年12月14日		幼保一元化、就学援助
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		専業主婦の評価、処遇
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		婦人少年室の存置
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		男女平等法の必要性
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		若年の離婚者と職業訓練
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		育児休業制度の普及
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		婦人の年金
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		家庭婦人の健康
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		婦人相談員の役割と処遇
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		母性保護、妊産婦の死亡率
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		母子世帯の現状
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		在外公館の外交官の女性の割合
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		婦人の国立教育会館の活用
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		夫婦の共有財産の扱い
	第91回国会 参議院 予算委員会 第18号 昭和55年3月28日		妻の相続権の拡大
	第93回国会 参議院 決算委員会 第4号 昭和55年11月7日		無認可保育所
	第93回国会 参議院 決算委員会 閉会后第1号 昭和55年12月17日		家庭科女子必修
	第94回国会 参議院 社会労働委員会 第5号 昭和56年3月24日		ベビーホテルと認可保育所
	第104回国会 参議院 社会労働委員会 第2号 昭和61年3月20日		育児休業の制度化
	第107回国会 参議院 社会労働委員会 第2号 昭和61年10月30日		男女雇用機会均等法施行後の状況
	第112回国会 参議院 社会労働委員会 第17号 昭和63年5月24日		育児休業の制度化
清水嘉子	第118回国会 参議院 社会労働委員会育児休業制度検討小委員会 第1号 平成2年6月22日		育児休業、自民の取り組み
全237回	第119回国会 参議院 社会労働委員会育児休業制度検討小委員会 閉会后第1号 平成2年11月28日		育児休業の対象拡大
	第126回国会 参議院 国民生活に関する調査会 第5号 平成5年5月21日		子育てへの男性参加
	第131回国会 参議院 厚生委員会 第5号 平成6年10月31日		女性の年金権
	第138回国会 参議院 決算委員会 閉会后第3号 平成8年11月26日		女性政策の基本法
	第138回国会 参議院 決算委員会 閉会后第3号 平成8年11月26日		女性政策の担当組織
	第138回国会 参議院 決算委員会 閉会后第3号 平成8年11月26日		女性問題担当大臣の設置
	第138回国会 参議院 決算委員会 閉会后第3号 平成8年11月26日		高齢社会対策の総合的な推進
	第138回国会 参議院 決算委員会 閉会后第3号 平成8年11月26日		高齢社会対策推進費の効果
	第141回国会 参議院 法務委員会 第3号 平成9年11月13日		少年犯罪
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		男性も含めた労働時間の短縮
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		幼稚園と保育所の役割
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		無認可保育所の入所実態
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		育児休業中の保険料免除
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		男女の賃金格差
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		年金世帯化から個人化
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		三号被保険者問題
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		高学歴女性の活用
	第141回国会 参議院 行政改革・税制等に関する特別委員会 第10号 平成9年11月19日		少子化対策
	第143回国会 参議院 共生社会に関する調査会 第2号 平成10年10月1日		男女共同参画社会基本法
	第145回国会 衆議院 法務委員会 第10号 平成11年5月11日		児童買春、児童ポルノ法（趣旨説明）
	第145回国会 参議院 総務委員会 第9号 平成11年5月18日		男性の育児参加、働き方
	第145回国会 参議院 総務委員会 第9号 平成11年5月18日		審議会の女性登用に向けた役職指定の廃止
	第145回国会 参議院 総務委員会 第9号 平成11年5月18日		政策等の立案及び決定への共同参画
	第145回国会 参議院 総務委員会 第9号 平成11年5月18日		男女共同参画社会基本法
	第151回国会 参議院 環境委員会 第5号 平成13年3月27日		環境省の女性登用
	第156回国会 参議院 共生社会に関する調査会 第6号 平成15年5月7日		DV法
	第164回国会 参議院 厚生労働委員会 第14号 平成18年4月20日		男性を含めた公務員の働き方
	第164回国会 参議院 厚生労働委員会 第14号 平成18年4月20日		女性公務員の採用、登用
	第164回国会 参議院 厚生労働委員会 第14号 平成18年4月20日		男性の育児休業習得率
	第164回国会 参議院 厚生労働委員会 第14号 平成18年4月20日		公務員におけるM字カーブの実態
	第164回国会 参議院 厚生労働委員会 第14号 平成18年4月20日		国家公務員の差別禁止
	第164回国会 参議院 厚生労働委員会 第14号 平成18年4月20日		間接差別禁止
	第164回国会 参議院 厚生労働委員会 第14号 平成18年4月20日		雇用機会均等法、賃金格差、非正規の扱いなど
	第164回国会 参議院 本会議 第32号 平成18年6月9日		地方分権による少子化対策の推進
	第164回国会 参議院 本会議 第32号 平成18年6月9日		子どもの健やかな育ちの確保
	第164回国会 参議院 本会議 第32号 平成18年6月9日		子育てのための環境整備
	第164回国会 参議院 本会議 第32号 平成18年6月9日		男女の健康と出産
	第164回国会 参議院 本会議 第32号 平成18年6月9日		結婚・家庭形成に向けての環境整備
	少子高齢社会に関する調査会 第4号 平成18年12月6日		不妊治療及び生殖補助医療
	第166回国会 参議院 厚生労働委員会 第22号 平成19年5月24日		児童虐待防止法改正

看護系議員は女性政策の推進にどのような役割を果たしてきたのか（勝田）

表2 看護系議員の国会での発言（2）		
南野知恵子 全353件	第140回国会 参議院 厚生委員会 第6号 平成9年4月1日	保育所措置制度見直しの影響
	第147回国会 参議院 国民福祉委員会 第10号 平成12年3月15日	放課後児童クラブ開所時間延長
	第147回国会 参議院 共生社会に関する調査会 第7号 平成12年5月10日	女性の政策決定過程への参画（理事）
	第150回国会 参議院 共生社会に関する調査会 第3号 平成12年11月15日	プロダクティブヘルス・ライツ
	第151回国会 参議院 共生社会に関する調査会 第5号 平成13年4月2日	DV法趣旨説明
	第156回国会 参議院 法務委員会 第18号 平成15年7月1日	性同一性障害者特例法の提案
	第159回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号 平成16年3月24日	高齢者虐待
	第159回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号 平成16年3月24日	子育て支援基金
	第159回国会 参議院 厚生労働委員会 第8号 平成16年4月6日	虐待発見のための学校の養護教諭の活用
	第159回国会 参議院 厚生労働委員会 第8号 平成16年4月6日	虐待ゼロ作戦
	第159回国会 参議院 厚生労働委員会 第17号 平成16年5月18日	短時間労働者に対する厚生年金の適用
	第159回国会 参議院 厚生労働委員会 第17号 平成16年5月18日	三号被保険者の年金
	第159回国会 衆議院 法務委員会 第30号 平成16年5月26日	DV被害者の就労支援
	第159回国会 衆議院 法務委員会 第30号 平成16年5月26日	DV一時保護施設
	第159回国会 参議院 厚生労働委員会 第20号 平成16年5月27日	三号被保険者の年金
	第163回国会 衆議院 法務委員会 第9号 平成17年10月28日	選択的夫婦別姓制度（法務大臣として否定的）
	第166回国会 参議院 法務委員会 第22号 平成19年6月19日	DV法提案
	第166回国会 衆議院 法務委員会 第25号 平成19年7月4日	DV被害者の自立支援
	第166回国会 衆議院 法務委員会 第25号 平成19年7月4日	DV再教育プログラム
	第168回国会 参議院 厚生労働委員会 第10号 平成19年12月6日	生後四か月までの全戸訪問事業
	第168回国会 参議院 厚生労働委員会 第10号 平成19年12月6日	医療系の女性人材の活用
	第169回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成20年4月10日	安全な避妊についての知識の普及
	第169回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成20年4月10日	里親制度、養子縁組制度
	第169回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成20年4月10日	こんには赤ちゃん事業
	第169回国会 参議院 法務委員会 第14号 平成20年6月3日	性同一性障害者特例法
	第170回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号 平成20年11月25日	児童虐待による死亡事例の実態
	第170回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号 平成20年11月25日	里親の拡充
	第170回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号 平成20年11月25日	児家庭全戸訪問事業
	第170回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号 平成20年11月25日	妊婦健診に公費助成
	第171回国会 参議院 予算委員会 第5号 平成21年1月26日	DV被害者への定額給付金
	第171回国会 参議院 予算委員会公聴会 第1号 平成21年3月17日	介護離職
	第171回国会 参議院 厚生労働委員会 第7号 平成21年4月2日	自分の保育園における調理の在り方
	第171回国会 参議院 厚生労働委員会 第7号 平成21年4月2日	児童福祉施設最低基準見直し
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成22年3月19日	子宮頸がんワクチン	
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成22年3月19日	里親制度	
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成22年3月19日	こうのとりのゆりかごの意義	
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成22年3月19日	連れ子への虐待	
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第5号 平成22年3月19日	男性育児休業取得率	
第174回国会 参議院 少子高齢化・共生社会に関する調査会 第5号 平成22年4月14日	義理の父からのDV	
第174回国会 参議院 少子高齢化・共生社会に関する調査会 第5号 平成22年4月14日	男女共同参画会議の中間報告	
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第20号 平成22年5月25日	DV被害者に対する相談体制の充実	
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第20号 平成22年5月25日	父子家庭の手当の支給	
第174回国会 参議院 厚生労働委員会 第20号 平成22年5月25日	幼稚園と保育所の両制度を核とした制度改革	
能勢和子 全50件	第140回国会 衆議院 労働委員会 第9号 平成9年5月7日	女子保護規定解消と母性保護
	第140回国会 衆議院 労働委員会 第9号 平成9年5月7日	男女雇用機会均等法の改正
	第142回国会 衆議院 労働委員会 第3号 平成10年3月13日	男性の介護ヘルパー育成
	第142回国会 衆議院 労働委員会 第3号 平成10年3月13日	事業所内の託児施設
	第143回国会 衆議院 労働委員会 第3号 平成10年9月18日	育児・介護休暇をとりやすい企業
	第145回国会 衆議院 内閣委員会 第5号 平成11年6月8日	男女共同参画宣言都市
	第145回国会 衆議院 内閣委員会 第5号 平成11年6月8日	本省における女性の課長級クラス以上の管理職
	第145回国会 衆議院 内閣委員会 第5号 平成11年6月8日	地方議員の女性の割合
第145回国会 衆議院 内閣委員会 第5号 平成11年6月8日	男女共同参画社会のイメージ	
阿部俊子 全274件	第163回国会 衆議院 文部科学委員会 第2号 平成17年10月19日	義務教育国庫負担金
	第164回国会 衆議院 予算委員会第四分科会 第1号 平成18年2月28日	医療コースのある児童の支援
	第164回国会 衆議院 予算委員会第四分科会 第1号 平成18年2月28日	特別支援学校の教員配置
	第164回国会 衆議院 文部科学委員会 第7号 平成18年3月15日	障害児の就学指導
	第164回国会 衆議院 文部科学委員会 第7号 平成18年3月15日	子どもの安全確保のためのソフト面の支援
	第169回国会 衆議院 文部科学委員会 第9号 平成20年5月16日	学校支援ボランティア
	第170回国会 衆議院 文部科学委員会 第2号 平成20年11月19日	放課後子どもプラン
	第170回国会 衆議院 文部科学委員会 第2号 平成20年11月19日	特別支援教育の充実
	第171回国会 衆議院 文部科学委員会 第2号 平成21年3月13日	高校における特別支援教育
	第171回国会 衆議院 文部科学委員会 第2号 平成21年3月13日	特別支援教育の充実
	第171回国会 衆議院 決算行政監視委員会第三分科会 第2号 平成21年4月21日	介護職員の処遇改善
	第171回国会 衆議院 決算行政監視委員会第三分科会 第2号 平成21年4月21日	高齢者の住まいづくり
	第171回国会 衆議院 決算行政監視委員会第三分科会 第2号 平成21年4月21日	放課後児童クラブの設置場所、指導員の処遇
	第173回国会 衆議院 厚生労働委員会 第2号 平成21年11月18日	待機児童の定義
	第174回国会 衆議院 青少年問題に関する特別委員会 第3号 平成22年4月8日	児童虐待と地域ネットワーク
	第174回国会 衆議院 青少年問題に関する特別委員会 第3号 平成22年4月8日	幼保一元化
	第176回国会 衆議院 厚生労働委員会 第2号 平成22年10月22日	介護職員の処遇改善

表2 看護系議員の国会での発言(3)			
阿部俊子 (続き)	第176回国会 衆議院	厚生労働委員会 第2号 平成22年10月22日	待機児童と保育園の面積要件
	第176回国会 衆議院	文部科学委員会 第3号 平成22年10月29日	幼保一体化と幼稚園の寄附行為
	第176回国会 衆議院	文部科学委員会 第3号 平成22年10月29日	特別支援学級の定員
	第176回国会 衆議院	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第4号 平成22年11月26日	女性議員の増加
	第177回国会 衆議院	文部科学委員会 第4号 平成23年3月25日	インクルーシブ教育のための加配措置
	第177回国会 衆議院	法務委員会 第7号 平成23年4月19日	離婚後の面会交流
	第177回国会 衆議院	法務委員会 第7号 平成23年4月19日	児童虐待と親の更生
	第177回国会 衆議院	法務委員会 第7号 平成23年4月19日	視権停止と未成年後見人
	第179回国会 衆議院	青少年問題に関する特別委員会 第3号 平成23年10月25日	性教育、情報リテラシー
	第179回国会 衆議院	青少年問題に関する特別委員会 第3号 平成23年10月25日	児童ポルノ
第180回国会 衆議院	予算委員会第五分科会 第1号 平成24年3月5日	埋葬法、墓	
第180回国会 衆議院	文部科学委員会 第2号 平成24年3月16日	性教育	
第180回国会 衆議院	青少年問題に関する特別委員会 第3号 平成24年6月19日	児童ポルノ	
第196回国会 衆議院	予算委員会 第14号 平成30年2月20日	女性のワーク・ライフ・バランス	
高階恵美子 全170件	第177回国会 参議院	行政監視委員会 第6号 平成23年8月3日	児童虐待防止の状況
	第180回国会 参議院	予算委員会 第11号 平成24年3月19日	ワーク・ライフ・バランスの実現
	第180回国会 参議院	予算委員会 第11号 平成24年3月19日	保育士、幼稚園教諭の増員
	第180回国会 参議院	東日本大震災復興特別委員会 第5号 平成24年3月28日	学校給食の安全性
	第180回国会 参議院	厚生労働委員会 第6号 平成24年3月29日	児童虐待防止の実効性
	第180回国会 参議院	社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 第7号 平成24年7月25日	保育士の確保
	第192回国会 参議院	厚生労働委員会 第2号 平成28年10月25日	女性の健康の包括的支援
	第193回国会 参議院	厚生労働委員会 第6号 平成29年3月28日	育休からの復職支援
	第193回国会 参議院	厚生労働委員会 第8号 平成29年4月4日	女性の就業継続
	第193回国会 参議院	厚生労働委員会 第18号 平成29年5月23日	介護保険の応能負担
	第193回国会 参議院	厚生労働委員会 第20号 平成29年5月30日	女性活躍と旧姓併記の扱い
	第201回国会 参議院	予算委員会 第9号 令和2年3月9日	医療的ケア児の支援
	第201回国会 参議院	予算委員会 第9号 令和2年3月9日	若年妊婦等の母子保護事業
	第201回国会 参議院	厚生労働委員会 第7号 令和2年3月30日	高齢者の活躍に有効な働き方改革
	第201回国会 参議院	厚生労働委員会 第7号 令和2年3月30日	育児休業給付の区分整理と国庫負担率
	第204回国会 参議院	文教科学委員会 第7号 令和3年3月30日	少人数学級
	第208回国会 衆議院	厚生労働委員会 第2号 令和4年3月2日	女性の健康寿命
第208回国会 衆議院	厚生労働委員会 第2号 令和4年3月2日	更年期女性の就業継続支援	
第208回国会 衆議院	厚生労働委員会 第2号 令和4年3月2日	性同一性障害者、保険診療上の課題	
第210回国会 衆議院	厚生労働委員会 第2号 令和4年10月26日	パンデミック下での若年女性の自殺	
第210回国会 衆議院	厚生労働委員会 第2号 令和4年10月26日	女性のライフステージに応じた科学的な健康支援	
第211回国会 衆議院	内閣委員会 第19号 令和5年6月9日	LGBT理解増進法	
第213回国会 衆議院	厚生労働委員会 第9号 令和6年4月5日	女性特有の年代別健康課題に対応する就業継続	
第213回国会 衆議院	厚生労働委員会 第9号 令和6年4月5日	介護離職	
第213回国会 衆議院	厚生労働委員会 第9号 令和6年4月5日	育児休業給付の財源	
石田昌宏 全117件	第204回国会 参議院	厚生労働委員会 第8号 令和3年4月13日	男性の育児休業取得
	第208回国会 参議院	厚生労働委員会 第16号 令和4年5月24日	児童福祉法改正による意見表明等支援事業
	第208回国会 衆議院	厚生労働委員会 第16号 令和4年5月24日	乳幼児の虐待防止
	第217回国会 参議院	厚生労働委員会 第9号 令和7年4月15日	子どもの自殺対策
	第217回国会 参議院	厚生労働委員会 第15号 令和7年5月27日	フェムテック普及支援
木村弥生 全34件	第189回国会 衆議院	厚生労働委員会 第24号 平成27年6月12日	派遣のキャリアアップ
	第189回国会 衆議院	厚生労働委員会 第32号 平成27年7月31日	子供の貧困対策を推進するNPO等への基金の活用
	第189回国会 衆議院	厚生労働委員会 第32号 平成27年7月31日	ひとり親家庭の支援
	第190回国会 衆議院	予算委員会第五分科会 第1号 平成28年2月25日	教員の基礎教育
	第190回国会 衆議院	予算委員会第五分科会 第1号 平成28年2月25日	児童相談所の全国共通ダイヤルの運用
	第190回国会 衆議院	予算委員会第五分科会 第1号 平成28年2月25日	介護職のインセンティブ
	第190回国会 衆議院	厚生労働委員会 第7号 平成28年3月18日	子育て支援員制度
	第190回国会 衆議院	厚生労働委員会 第15号 平成28年5月10日	医療的ケア児の支援
	第193回国会 衆議院	予算委員会第四分科会 第2号 平成29年2月23日	学校給食無償化
	第193回国会 衆議院	予算委員会第四分科会 第2号 平成29年2月23日	児童保育の民間委託
	第193回国会 衆議院	決算行政監視委員会第三分科会 第1号 平成29年4月10日	待機児童問題
	第196回国会 衆議院	厚生労働委員会 第27号 平成30年6月8日	企業主導型保育事業(産長)
	第196回国会 衆議院	厚生労働委員会 第27号 平成30年6月8日	児童養護施設の職員配置基準
	第196回国会 衆議院	厚生労働委員会 第27号 平成30年6月8日	特別養子縁組
	第196回国会 衆議院	厚生労働委員会 第27号 平成30年6月8日	児童虐待
	第197回国会 衆議院	厚生労働委員会 第5号 平成30年12月5日	日本版DBS
	第197回国会 衆議院	厚生労働委員会 第5号 平成30年12月5日	妊婦加算の自己負担化
第198回国会 衆議院	予算委員会第五分科会 第1号 平成31年2月27日	日本版DBS	
第198回国会 衆議院	予算委員会第五分科会 第1号 平成31年2月27日	アフタービル	
第198回国会 衆議院	予算委員会第五分科会 第1号 平成31年2月27日	児童虐待、シェルターの確保	
第198回国会 衆議院	内閣委員会文部科学委員会厚生労働委員会連合審査会 第1号 平成31年3月28日	液体ミルク	
第198回国会 衆議院	内閣委員会文部科学委員会厚生労働委員会連合審査会 第1号 平成31年3月28日	幼児教育の無償化、保育の無償化	

看護系議員は女性政策の推進にどのような役割を果たしてきたのか（勝田）

木村弥生 (続き)	第198回国会	衆議院	厚生労働委員会	第10号	平成31年4月17日	性的指向と性自認に関するハラスメント
	第198回国会	衆議院	厚生労働委員会	第10号	平成31年4月17日	D V被害、婦人相談員の配置等
	第203回国会	衆議院	厚生労働委員会	第6号	令和2年11月20日	特別養子縁組や里親制度
	第203回国会	衆議院	厚生労働委員会	第6号	令和2年11月20日	緊急避妊薬
	第203回国会	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	第3号	令和2年11月26日	子供宅食
	第204回国会	衆議院	予算委員会	第4号	令和3年2月4日	わいせつ教員や保育士の性暴力防止
	第204回国会	衆議院	予算委員会	第4号	令和3年2月4日	若年妊婦の支援
	第204回国会	衆議院	厚生労働委員会	第10号	令和3年4月9日	子供宅食（議連幹事長）
	第204回国会	衆議院	厚生労働委員会	第10号	令和3年4月9日	日本版D B S
	第204回国会	衆議院	厚生労働委員会	第10号	令和3年4月9日	子ども庁の創設
友納理緒 全23件	第211回国会	参議院	法務委員会	第21号	令和5年6月13日	性被害ワンストップ支援センター
	第211回国会	参議院	法務委員会	第21号	令和5年6月13日	子供権利擁護センターを設置
	第211回国会	参議院	法務委員会	第21号	令和5年6月13日	強制わいせつ罪、強制性交等罪等の適用範囲
	第211回国会	参議院	法務委員会	第21号	令和5年6月13日	審議会、審査会、委員会、検討会の女性比率
	第213回国会	参議院	国民生活・経済及び地方に関する調査会	第3号	令和6年2月21日	家事支援サービスの活用
	第213回国会	参議院	国民生活・経済及び地方に関する調査会	第3号	令和6年2月21日	男性育休
	第213回国会	参議院	予算委員会	第3号	令和6年3月4日	体罰及び不適切指導
	第213回国会	参議院	予算委員会	第3号	令和6年3月4日	母子保健分野におけるD Xの推進
	第213回国会	参議院	予算委員会	第3号	令和6年3月4日	こども誰でも通園制度
	第213回国会	参議院	予算委員会	第3号	令和6年3月4日	産後ケア事業
	第213回国会	参議院	厚生労働委員会	第5号	令和6年4月9日	生活保護世帯の大学進学
	第213回国会	参議院	厚生労働委員会	第5号	令和6年4月9日	生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業
	第213回国会	参議院	厚生労働委員会	第5号	令和6年4月9日	残存家財の処理
	第213回国会	参議院	厚生労働委員会	第5号	令和6年4月9日	居住支援法人
	第213回国会	参議院	法務委員会	第8号	令和6年4月25日	親権と子の意志
	第213回国会	参議院	法務委員会	第8号	令和6年4月25日	共同親権の運用
	第213回国会	参議院	内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会	第1号	令和6年5月28日	保活ワンストップシステム、産後ケア
	第213回国会	参議院	内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会	第1号	令和6年5月28日	こども誰でも通園制度
	第213回国会	参議院	内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会	第1号	令和6年5月28日	出産・子育て応援給付金と伴走型相談支援

出所：国会会議録より作成

2.4 発言の分析

前節で抽出結果を整理したが、看護系議員の本来の役割はもちろん、支援団体の要望を国会の場にもちこむことであり、女性政策に係る事項は付帯的な位置づけにある。看護師不足の解消や准看護師制度の廃止、看護に係る診療報酬の改定など、看護職固有の問題について取り上げる一方でこれらの質問を行っていることを、改めて確認しておきたい。そうしてみると、女性に係る問題についてかなり広範に言及を行っているといえよう。ここでは、前節の整理を基に全体の傾向を俯瞰するとともに、議員個人の経歴などを踏まえて分析する。以下、テーマの経年変化を俯瞰した後、所属機関ごとの特性を検討した。

2.4.1 テーマの経年変化

1960年代から近年までに渡る長期間を観察したことになるが、経年で見ていくと、時代環境の変化に伴い取り上げるテーマの違いが明らかである。

女性に係る問題が国会で取り上げられなかった時代から、女子差別撤廃条約の採択・批准・施行、男女共同参画社会基本法の制定を経るなどして、問題は可視化され一定の社会的認知を受けるようになった。女性を対象を絞った形での雇用や労働環境の改善、育児負担の軽減という問題設定は、近年では少なくなっている。一方で、子育てへの支援や子供の健全育成というように、性別を限定しない形での少子化対策に係る質問は依然として多い。このことは、ジェンダーフリーや男女共同参画へのバックラッシュが背景にあり、育児支援を少子化対策として設定しなおす必要があったことに関係するが¹⁰、女性政策そのものと言える。女性が働き続けるための環境整備に向けた政策の必要性は解消されておらず、取り上げる機会は継続してみられる。

相対的に女性議員の少なかった時代には特に、女性の視点を国会に持ち込む役割を期待する党内外の状況もあっただろう。とはいえ、女性政策のメルクマールとなるような 이슈に積極的に係ったかといえ

ば、そうとはいえない面もある。例えば、女子差別撤廃条約の批准は女性政策を推進させる重要な因子であったが、批准の前提となる男女雇用機会均等法（以下、均等法）について目立った発言はなかった¹¹。2015年に制定された女性活躍推進法についても同様である。

自民党等の女性議員が自らの代表としての性格をどのように考えているかを分析したのもとして、辻2010がある。女性であることを特別視されることに違和感を覚えつつも、女性議員の立場から発言する責任を感じている（同上：139-140）。この先に、女性問題の社会課題化による自身の立ち位置の平準化がある。

会議録の分析から、看護系議員が社会的視座の設定に一定の役割を果たしてきたことが確認される一方、女性の利益が一枚岩とは言えない問題、社会課題化され個別の施策の議論に入った問題についてのスタンスまでは把握しきれていない。人数自体が少ないので、時々全ての政策に対応できるとは限らないし、与党議員として質問する立場では、政権が許容できる範囲のアジェンダ設定に留まる限界もある。選択的夫婦別姓について法務大臣の立場から否定的な答弁もあった。

2.4.2 所属機関

発言を分析するにあたっては、衆議院と参議院という所属機関の違いを考慮に入れる必要がある。所属機関の違いが、議員の活動をどのように規定したのか検討したい。

(1) 参議院

議会制度としては、常任委員会は衆参両院に共通するものの、参議院には、解散がなく議員の任期が6年である特性を生かし、長期的かつ総合的な調査を行う目的で独自の調査会の制度を設けている。大局的な見地から国政の基本的事項に関して調査を行い、政策形成を進めている。

1998年から2004年まで共生調査会が設けられ、男女共同参画に関する議論が行われる場となった。DV防止法の制定に向けたプロジェクトチームも同調査会のなかから生まれた。三次元権力の様相を呈する女性問題は、議員が能動的に動くことで政治の場に持ち込まれるが、参議院が率先して取り組んだことで存在感を発揮した。同調査会は参議院議員が相対的に多い看護系議員にとって、女性政策に係る制度的な誘因として機能した。衆議院と比較して議員数が少ないため発言機会が多くなるという点も、アジェンダの設定という点で有為であった。

参議院議員であれば、支援団体との関係づくりが当選のための決め手とあってよい。反面、その要望に対応すれば選挙のことを気にせず、比較的自由に自身の関心でテーマを取り上げやすい環境にある（三浦編2016：48）。この点でも女性政策に係ることにつながった。

(2) 衆議院

参議院議員に対して、小選挙区をもつ衆議院議員は、選挙区の全ての有権者を意識した活動を行う必要がある。地域への配慮が必要であり、女性や看護師であることのアピールが有効かどうかは選挙区の事情によってくる¹²。

こうした衆議院議員の特性を踏まえて議員の活動を見てみよう。阿部は選挙区を戦っての初めての衆議院議員となったが、選挙区事情は厳しかった¹³。自身のホームページには、マニフェストとして、「こども、若者が希望の持てる社会保障」「中山間地域の産業・医療・環境」「外交・安全保障政策の強化」の三つが挙げられている。社会保障の項目のなかに、「子育て、家事、介護における女性の負担軽減」とあるところに女性への配慮が感じられるものの、看護や女性色は表に出ていない、三本の柱はそのまま、文部科学大臣、農林水産副大臣、外務副大臣を歴任した自身のキャリアを反映している。

次に、島根1区を選挙区とする高階の活動を見てみたい。ホームページには、自身の政策・理念として、「楽しく、豊かに、堂々と暮らせる「成熟社会・にほん」となるために。」「看護職が、楽しく・豊かに・堂々と、国民の健康福祉に貢献するために。」の二つが前面に掲げられている。資料として、「女性版骨太の方針2024」や、自民党内の女性の生涯の健康に関するプロジェクトチームの提言である「次代の社会活力を形成する女性健康政策の推進について」の掲載があり、女性の健康に係る質問が多かった国会での活動を裏付けるものとなっている。ホームページのトップには「島根創生へ」というスローガンと共に「看護師・保健師」の肩書と共に自分の名前が大きく掲載されている。阿部と異なり、看護や女性性を表にした打ち出し方だ。ただし、これも参議院議員2期目に厚生労働副大臣に任命されたキャリアが反映されているとみられる。

一方で、もう一人小選挙区を戦った木村は、専業主婦を経て38歳になって看護師の資格取得に挑戦しようとした経歴を前面に出し、「女性が再挑戦できる社会」をつくることを掲げていた¹⁴。地縁なく立候補することになった京都3区の対立候補は、知名度のある立憲民主党代表（当時）の泉健太だった。前任の自民党候補が女性スキャンダルで辞職したために空いていた選挙区であり、清新さを強調するのに女性であることのアピールは有効だったかもしれない。在職中は、「待機児童問題等緊急対策特命チーム」の座長や「こども宅食推進議員連盟」の幹事長を務めるなど、子どもの健全育成に係るテーマに積極的に係っていた。

こうしてみると、参議院には調査会制度や任期の安定といった制度的要因があり、看護系議員が女性政策に取り組みやすい条件を備えていた。一方で、衆議院は小選挙区制のもとで地域事情への配慮が強く求められるため、女性政策への関与は個別性が大きい。ただし、衆議院議員の事例には限りがあるため、この点については今後さらなる検証が必要である¹⁵。

そうした限界を踏まえつつ、会議録の分析から指摘される事項に加えて、次章で具体的な事例に対して看護系議員がどのように係ったか検討することにしたい。

3. 看護系議員の活動事例から

会議録で把握された表象に加えて、看護系議員が実際に女性政策の推進にどのように係ったのか、具体的な事例のなかでみていくことにしたい。ここでは、看護系議員が能動的にアジェンダ設定に係った性同一性障害者特例法、市民団体と連携して実現した未婚のひとり親家庭に対するひとり親控除の制度の創設、の二つの事例を取り上げたい。

3.1 性同一性障害者特例法の立法過程

性同一性障害者特例法の立法過程については既に拙書（勝田2017：第3章）で詳述しているため、同書を基に概要を述べておきたい。性同一性障害は女性政策の枠組みで論じきれない問題であるが、性差に対する視角を広く設定する意義があり、ここで取り上げることにする。

性同一性障害は生物学的な性（sex）と性の自己認識（gender）が一致しない状態を指す。WHOが定めた国際疾病分類にも記載され、医学的疾患として治療の対象となっており、性別適合手術も実施されている。性同一性障害を理由とする名前の変更も家庭裁判所から許可されていた。しかし、戸籍の続柄に係る性別記載については、戸籍の訂正手続きによる変更の申請のほとんどが不許可になっていた。このため社会生活上様々な困難を抱え、戸籍の変更を可能にする法律の制定に向けた政治的解決が望まれていた。

1996年7月、埼玉医科大学倫理委員会が「性転換治療の臨床的研究」に関する審議経過と答申を公表し、診断基準の明確化、ガイドラインの策定、診断・治療等のための体制の整備など環境整備の必要性を指

摘していた。これを契機として1997年5月には、日本精神神経学会の性同一性障害に関する特別委員会が「性同一性障害に関する答申と提言」を公表し、診断と治療のガイドラインがとりまとめられた。性同一性障害が医療の問題であるという認識が医療関係者の間で広まっていった。一方で、性同一性障害者への国民の理解は弱く偏見があり、政治家においても同様であった。

この問題を政治過程に持ち込んだのは南野であった。2000年にアジア性科学学会に出席し「性転換の法と医学」というシンポジウムでこの問題を認知した。助産師として生まれたばかりの子供の性別決定を行った経験から、問題の解決に使命感を感じたという。すぐに自民党内に性同一性障害勉強会を立ち上げ、障害への理解を深めた。勉強会に参加した数名の議員が、同僚議員に協力を求め賛同者を増やしていく核となった。

政策案の検討もされた。性別記載の変更は戸籍法の改正によるという方法もあるが、戸籍の体系の見直しに踏み込めば、性別や婚姻の意味そのものを問うことになり影響が大きい。このため、内閣提出法案（閣法）での法制化を避け、他党に協力を求め、議員立法により新規に制定する特例法という形での法制化を目指すことにした。与野党にわたる協力者の獲得が進められた。2001年5月に南野が厚生労働副大臣に就任すると自民党内の勉強会が休止になり、政治の動きが停滞することもあったが、2003年には自らが提案者となり、参議院法務委員会で法案の趣旨説明を行った。参議院、衆議院本会議での採決を経て、2003年7月、可決・成立した。

性同一性障害に対しては偏見があり、必ずしも国民から制定への機運が高かったわけではない。対象者が少なく潜在化しているものもいるため、当事者の表立った動きにつながらない側面もあった。省庁のなかでこの問題を担当する部署がないため、政治による能動的な課題の設定が必要であった。自民党内でも特に保守系の議員からの反発はあったが、医療の問題としてフレーミングし、政治課題として設定するのに南野の動きが不可欠であった。

3.2 未婚のひとり親控除の制度の創設

2019年12月に、未婚のひとり親家庭から要望の強かったひとり親控除が、内閣提案の所得税法改正（第81条）により実現した。それまでは寡婦控除、寡夫控除として、婚姻歴のあるひとり親家庭だけが対象だったが、2020年以降は婚姻歴の有無を問わず適用されるようになった。税制は自民党内の税制調査会の影響力が知られ、改正へのハードルが高いが、シングルマザーの支援を行う市民団体と自民党の女性議員との連携によって成立したものである。自身もシングルマザーである木村は子供食堂に視察に行った際にこの問題を認知し、党内のシニア女性議員の協力を仰ぐパイプ役となり解決につなげた¹⁶。

寡婦控除の制度は戦災で夫を亡くした女性への支援として始まったが、未婚のひとり親家庭への適用を望む声は長くあった。1997年、岡山市が保育料算出について未婚のひとり親家庭へのみなし適用を開始したのを始め、一部の地方自治体が保育料の算出や市営住宅の家賃について、同様の扱いを認める先行措置を進めていた。2009年、「婚姻歴のないシングルマザーに寡婦控除を認めないのは不当」と3人の女性が日本弁護士連合会に人権救済を申し立てた。2013年、日本弁護士連合会が要望書、意見書をまとめると、各地で地方議会に対してみなし適用を求める動きが加速した。同年、最高裁判所で婚外子の相続分差別に対する違憲判断が出たことも、現行の税制の問題を露呈することにつながった。草の根レベルの動きは国を動かさし、2013年には翌年度の税制改正大綱に「寡婦控除について検討を行う」と盛り込まれた。

国でも2016年に、公営住宅法の施行令改正でみなし適用が認められたが、所得税法改正へのハードルは高かった。2018年に行われた2019年度の税制改正では、伝統的家族を崩す、事実婚が増えるなどと主張する自民党議員の反対で見送りになった。

問題を認知した木村は、自民党の幹事長代行であった衆議院議員の稲田朋美につないだ。稲田は2019年

3月に議員連盟として党内の19名の女性議員を集めて「女性議員飛躍の会」を組織していた。女性議員の存在をアピールするのに未婚のひとり親控除は格好の政治課題であり、木村を含めた同会の議員有志が党内などで賛同署名の呼びかけを行った。最終的に自民党だけで当時の議員数の三分の一にあたる144名の署名が集まった。国会内に政策の意義を広めるとともに、女性議員が一定の存在感を示すこととなった。

2019年11月には、シングルマザーサポート団体全国協議会が、国会内で「ひとり親世帯の子どもたちはなぜ貧困なのか～不公平な寡婦控除税制の見直しや養育費未払い問題の早期解決を～」と題した院内集会を開催した。与野党にわたる26名の国会議員を含めた出席があり改正への期待を高めた。この年の末、法改正が実現した。

先に述べたように木村の有権者への立場表明は、看護師の資格をとり再チャレンジを始めたことであり、選挙区の事情からも、女性であることやシングルマザーへの共感を示すことは有為であった。参議院議員と比較して不安定な衆議院議員の地位について前章で指摘したが、自身の再選戦略に係り女性政策への関与を強めた事例と言えよう。

以上の事例は、政治的な課題として顕在化しきれていなかったものを看護系議員がアジェンダとして設定した、あるいは政治とのパイプが弱い当事者の声を国会に届けるパイプ役を果たしたものである。社会的視座を国会に持ち込むとともに、政策形成の成果を上げるための道筋をつけたという点で、社会的視座の設定に留まらない実質的な代表として機能したと捉えられる。

4. 看護系議員の役割

ここまで、看護系議員が女性政策の形成にどのように関わってきたのか会議録を分析し、個別事例に即して見てきた。社会的視座の構築に一定の役割を果たしていることが確認され、アジェンダ化に加え実質的代表として機能している事例があることが明らかになった。

時代環境の変化のなかで女性議員が増加しており、看護系議員に女性を表象することを期待する面は薄らいできているともされる（辻2020: 135-136）。今日ではジェンダーギャップ解消に批判的なバックラッシュ系の議員までおり、女性議員のなかにも立ち位置の多様化がみられる。2025年10月には、日本の憲政史上初めて女性の首相が選出されるといった環境変化もある。

看護職の課題は女性比率の高さゆえに女性政策と重なりやすい。ただし、実質的代表として機能するとは必ずしも言えず、議員の政策選好や党内での位置づけに左右される。看護系議員はこの二重性を体現しており、女性政策への係り方には濃淡があるが、改めて役割を確認しておきたい。

第一に、看護団体の構成員は大多数が女性であり、現場では出産・育児と仕事の両立、夜勤や長時間労働の問題が切実である。看護職に限定しないまでも、働き続けるための環境整備やワーク・ライフ・バランスの確立に向けた政策は、そのまま看護職の待遇改善と重なり、女性政策そのものとなる。ここまでみてきたように、こうした問題への関与は時代環境の変化のなかでも変わらずにあり、今後も役割が期待される。

第二に、医療の現場では、DV、性暴力、望まない妊娠、女性特有の疾患、さらには高齢者の介護といった女性に係る問題に立ち会う機会がある。こうした問題には社会構造と結びついていた、可視化されていないものもあるが、先駆的に係りアジェンダ化する役割が期待される。この点も看護系議員が関与してきた実態が確認された。団体が期待する経済的な利益に係るテーマでなくても、会員の選好にあった政策であれば団体は議員の自由な活動を許容する（勝田2017: 77-79、Salisbury1969: 11-19）。

第三に、自民党内の位置づけに関連する。看護団体は自民党の友好団体として長く関係を築き、一定の票

数を見込める実績をつくってきた。女性議員の増えた今日ではあるが、近年でも組織内候補が衆議院の地域ブロック単独 1 位に登載された例があるように、女性登用のアピールを感じさせる場面は依然としてみられる。この位置づけは不安定であるが、そうした登用の仕方に応じて女性政策に係る役割は、党内からも期待されるところであろう。議員にとっても登用の機会を生かして、独自の課題設定や政策の実現にリーダーシップを発揮し党内に存在をアピールすることは、再選や昇進につながるという点で重要である (Fenno 1978, Mayhew 2004)。

看護系議員がこうした役割を担うに際して、前提となっている条件についても明らかにしておく。

第一に、組織内候補を継続して参議院に送り出していることである。女性政策はすぐに成果が見えにくい中長期的な課題が多いため、過酷な選挙を戦う衆議院に比較して、任期が安定し長期的視野から政策に取り組むことができる参議院の優位性が発揮できる。調査会などの制度基盤もある。女性議員の割合が衆議院より高く与野党にわたるため、他党の協力を得ながら超党派で政策の実現に向けた合意形成を図るのにも優位な環境にある。一方で、衆議院議員であれば、立場表明、立場回避のいずれをとるかは再選戦略の重要な位置づけを占めるが¹⁷、看護系議員のなかに女性を強くアピールする議員がいることが確認され、再選戦略との関係からの女性政策への貢献が考えられる。

第二に、看護師の仕事は歴史的に性別役割分業から派生しており、看護系議員の立ち位置はこの経路に拘束される。例えば、看護団体の懸案として准看護師制度の廃止があるが、看護が女性の職業であった時代に医者の下働きのような位置づけにあった時代の名残である。今日でも職能の地位の向上は性差の解消と無関係ではなく、看護系議員の政策選好がジェンダーの解消に否定的であることは想定しづらい。

第三に、団体の使命に係わっている。これは前項とも関係するが、看護団体は国際看護師協会 (International Council of Nurses, 以下 ICN) の会員であり、積極的な活動を行っている。ICN は 130 以上の国の看護師を代表する国際的な保健医療専門職団体であるが、1899 年の設立時には、女性の権利のための闘争を掲げており、今日でもジェンダー平等に向けた国際的な動向に深く係わる。看護団体は会員として、国際的なジェンダー平等の潮流を共有する。この点は、看護団体が国内で女性政策を打ち出すうえでの潜在する規範的基盤とみなせる。

こうした条件に鑑みれば、支持基盤が安定し国会の場での活動が想定される看護系議員は、今後も女性政策の推進に一定の役割を果たすものと考えられる。財政制約の中で医療費の削減は国政の重要課題であるが、看護団体が圧力団体として自己の利益だけを主張すれば、国民の支持を得られない。参議院議員選挙への非拘束名簿の導入は、票の掘り起こしのために新規の団体の組織内候補の擁立を促しており、医療系候補同士の競争が激しくなっている (田中 2025)。この面からも、看護系議員は公益に目配りして女性政策へ関与していくことで、広く支持を獲得していくことが期待される。

5. 結語

ここまで看護系議員が女性政策の推進のために果たしてきた役割について明らかにしてきた。

本稿は、戦後一貫して国政に関与してきた看護団体が推薦する看護系議員が、女性政策の推進にどのような役割を果たしてきたかを明らかにしたものである。日本看護協会は、約 73 万人の看護職を擁する最大の職能団体である。女性比率が 9 割超であり、戦後初期から継続して国会議員を送り出してきたが、看護系議員が女性政策の推進に果たす役割は十分に明らかにされてこなかった。

本稿では、記述的代表と実質的代表を区別し、多様な経験や立場を政治に反映させる社会的視座の概念

を枠組みとして、看護系議員の活動を分析した。看護師の職能の地位向上のためには性別役割分業の解消が必要であり、女性政策の推進は団体の目的にもかなう。看護系議員の活動を検討するために、会議録から発言内容を分析することと、事例における役割を観察するという二つの方法をとった。

経年でみれば、1960年代は看護や医療に集中し、女性政策はほとんど扱われなかった。1970年代後半から女性政策が対象になる機会も増えた。女性が働くための環境整備として、育児休業制度を始めとした子育て支援に係るものは繰り返し取り上げられている。このほか、DV防止、児童買春・児童ポルノ、性同一性障害などへの言及がみられた。近年のテーマは女性に限定するというより、少子化対策や子育て支援といった問題設定になっている。ジェンダーギャップ解消へのバックラッシュからくる問題の再設定とみられるが、働くための環境整備やワーク・ライフ・バランスに係る女性政策そのものであり、看護系議員の関与は継続している。

国会での発言は総じて、多様な視野を国会に持ち込む社会的視座の設定に寄与していた。この基盤として、参議院では調査会制度が女性政策を議論する場として機能していた。衆議院議員の観察対象は少なく、選挙区事情に左右され、活動に個別性が強いことが指摘されるが、戦略的に女性の立場表明をするものもあった。

事例として取り上げた、性同一性障害者特例法は、南野知恵子参議院議員が認知した問題を先駆的に国会に持ち込み、超党派の協力を得ながら議員立法で成立させた。未婚のひとり親控除は、木村弥生衆議院議員が市民団体と連携し、問題を国会に持ち込むパイプ役となった。

こうした実績を踏まえて、看護系議員の役割を次のように整理した。第一に、女性が働き続けるための環境整備、ワーク・ライフ・バランスの実現などに関する女性政策の推進である。広く女性の支援をすることを通じて、看護師の待遇改善に直結する。第二に、DV、性暴力、望まない妊娠など、医療現場で立ち会う女性に係る問題を政治課題化することである。先駆的な問題設定は団体から好意的に受け取られる。第三に、自党内に女性議員の増えた中でも、記述的代表の役割を求められることがあり、女性政策への関与が期待される。

これらの役割を担う前提であるが、第一に、看護系議員は参議院に継続的に輩出されており、制度基盤を生かしながら女性政策へ関与しうる。衆議院議員であれば再選戦略との関係での立場表明が考えられる。第二に、歴史的経緯から、看護系議員の政策選好はジェンダーの解消にあることが想定される。第三に、看護団体が置かれた国際的な潮流との関係からの女性政策の推進という点を論じた。

参議院議員選挙への非拘束名簿の導入以降、医療系候補間の競争が激しくなっており、看護系議員が女性政策に関与し、広く支持を獲得していくことが期待される。

最後に、残された課題についても言及したい。会議録の検索という方法を用いているため、記載されない実質的な活動は把握しきれない。これを補うために取り上げた事例は限られたものである。

また、本文中に挙げた均等法のほか、2015年に制定された女性活躍推進法や2018年に制定された政治分野における男女共同参画推進法といった重要法案に対して、看護系議員の明確なスタンスは確認できなかった。看護系議員の人数が少数であるため全ての政策に係ることは難しい。看護師の多くは現場で働くブルーカラー労働者と想定され、女性の利害が多様であるなか、政策への立場表明はマイナスに作用するケースも想定される。直ちに記述的代表の限界と断じることにはできないが、女性政策の推進役としての期待が一樣に果たされる事例ばかりではなく、個別の事例の観察が必要である。

ICNの理念の共有は前提となるものの、実際にこの議論が国内の看護系議員の発言や立法活動にどの程度影響したかは明確ではなく、これを明らかにすることも今後の課題である。

注)

¹ 1946年の発足時は日本産婆看護婦保健婦協会、1951年より日本看護協会。2011年より公益社団法人。以下、看護協会とする。

² 以下、看護連盟とする。看護協会は政策提言、看護連盟は政治活動をする団体と役割分担があるが、両者は住所を同じにし、実質的に一体となって運営されている。このため、両者を厳密に区別する必要がある場合を除いて看護団体、あるいは団体と表記する。

³ 看護協会に係る記述は特段の注があるもの以外は、日本看護協会ホームページ（HP）に基づく。

⁴ 市民団体が係る立法活動と議員立法の果たす役割については、勝田 2017: 序章。

⁵ 看護協会の使命は、「看護の質の向上」「看護職が働き続けられる環境づくり」「看護領域の開発・展開」となっている。

⁶ 2024年の看護師の女性比率は91.3%、厚生労働省「衛生行政報告例（就業医療関係者）」。団体会員の構成は、日本看護協会「看護職員実態調査」各年版。

⁷ 1974年に実施された参議院議員選挙で医師の丸茂重貞を推薦し、当選させているが、組織内候補ではないため除外した。地方支部で独自に地元の候補を推薦する場合があるが、これも対象としていない。ほかに、看護協会と関係の深い議員として、厚生省（当時）の職員として戦後の看護制度の基盤づくりに大きな役割を果たし、看護協会の会長を務めた後、日本社会党所属の衆議院議員として6期活動した金子光や、日本看護協会の常任理事を務めた後、民主党から衆議院議員に当選した山崎摩耶などがあるが、対象とはしていない。

⁸ 議員の個人名については、公式HPなどに選挙を意識したひらがな表記もみられるが、本名で統一した。

⁹ 国際女性年の訳語もあるが、政府の公式文書は婦人で統一されており、この表記に従った。

¹⁰ ただし、2003年に制定された少子化対策基本法の性質は、女性政策の後退とみる議論も根強い。三浦編 2016: 第3章。

¹¹ 同法の制定に関して、経営側の姿勢は頑なな拒絶であった。制定に係る議論は労働省のエリート女性が主導していたが、平等と引き換えに保護の撤廃はやむなしに傾いていた（堀江 2005: 286-291）。この議論にブルーカラー労働者が参画する余地はなかったとされるが、深夜勤務が不可欠な看護業務の性質上、反対のスタンスも想定された。十年程たった時に、母性保護の必要性について看護職を例に言及しているが、制定前の発言は確認できなかった。

¹² 比例単独であれば事情は異なるが、党の判断で名簿の登載順位が決まる不安定な立場をまぬかれない。実際、比例単独の候補であった能勢は郵政民営化に反対の立場をとり、自民党から公認を得られず引退につながった。

¹³ 当初、参議院全国区での立候補を予定していた阿部は、いわゆる郵政解散の時に、自民党を離党して無所属で立候補した平沼赳夫の選挙区である岡山3区から立候補して敗北、比例で復活当選を果たす。その後も岡山3区を選挙区としたが、6回の選挙のうち5回が比例復活となる辛勝だった。2024年10月の7回目の選挙は、岡山3区の区割り変更に伴い比例九州ブロックに転出、単独1位に登載され当選したが、選挙事務所は岡山に残したままである。

¹⁴ 日経クロスウーマン <https://woman.nikkei.com/atcl/dual/pwr/081/34/>等。木村の選挙区事情も厳しかった。「女性は厳しい選挙区に置かれがち」と証言する（三浦編 2023: 165）。専業主婦だったことをアピールして

看護系議員は女性政策の推進にどのような役割を果たしてきたのか（勝田）

いるが、正確には都議会議員、衆議院議員であった父親の秘書を勤めていた経歴がある。なお、2024年6月に江東区長選挙に係る公職選挙法違反で有罪判決を受けており、看護連盟HPの議員紹介には掲載がなくなっている。

¹⁵ アピールポイントが政府の役職に左右されることはあるとしても、女性議員の登用については不規則な点が見られる。政権の女性活用のアピールのため、大臣などへの起用が男性と比較して早い一方で、要職への起用は少ないとされる。看護系議員はこれまで環境庁長官、法務大臣、文部科学大臣に登用されたが、いわゆる重要閣僚の実績はない。看護に直接関係する厚生労働関係では副大臣や政務官に留まる。なお、石田は、比較的早期に参議院の厚生労働委員会の委員長や予算委員会の筆頭理事など国会の要職についている。医師会の推薦候補などと比較した看護系議員のキャリア形成については別稿にて検討する予定である。

¹⁶ 以下の経緯は、三浦編 2023、朝日新聞デジタル 2020年8月25日～8月31日「シングルマザーと永田町」、毎日新聞 2019年12月13日東京朝刊、ウイメンズアクションネットワーク（WAN）HP、等。朝日新聞デジタルでは木村の働きに焦点を当てた回もあったが、デジタル版専用記事の掲載期間は5年となっており、現在は閲覧できない。

¹⁷ 保守系女性議員の立場表明、立場回避の戦略については、堀江（2023）が詳細な検討を行っている。

参考文献

岩本美砂子（2013）「日本のジェンダーをめぐる政策過程の特徴について-立法・行政・司法」『国際ジェンダー学会誌』第11巻、10-34頁。

勝田美穂（2017）『市民立法の研究』法律文化社。

蒲島郁夫（1985）「影響力の階層構造」三宅一郎、綿貫譲治、島澄、蒲島郁夫『平等をめぐるエリートと対抗エリート』創文社、133-172頁。

田中雅子（2025）「非拘束名簿式比例代表制と団体代表-医療関係職種を中心に-」流通経済大学法学部『流経法学』第24巻2号、1-43頁。

辻中豊、崔宰榮（2002）「概観：市民社会の政治化と影響力」辻中豊編著『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社、63-80頁。

辻由希（2020）「看護婦の政治権力-女性専門職が保守政治において果たした役割とその変化-」立命館大学政策科学会『政策科学』第27巻4号、119-137頁。

辻由希（2010）「ジェンダーと代表/表象（representation）-『月刊自由民主』と衆議院選挙公報にみる女性の政治的代表-」『年報政治学』第61巻2号、127-150頁。

堀江孝司（2023）「ジェンダー・イシューをめぐる保守系女性議員の政策ポジションと立場回避の戦略」東京都立大学人文学部『人文学報』第519巻3号、31-64頁。

堀江孝司（2005）『現代政治と女性政策』勁草書房。

松本俊太・松尾晃孝（2011）「国会議員はなぜ委員会で発言するのか?-政党・議員・選挙制度-」日本選挙学会『選挙研究』第26巻2号、84-103頁。

三浦まり編著 (2023) 『政治って、面白い！-女性政治家24人が語る仕事のリアル』 花伝社。

三浦まり編著 (2016) 『日本の女性議員 どうすれば増えるのか』 朝日新聞出版。

Fenno, Richard F. (1978) *Home Style: House Members in Their Districts*, New York: Harper Collins Publishers.

LeBlanc, Robin. M (1999) *Bicycle Citizens: The Political World of the Japanese Housewife*, California: University of California Press. (尾内隆之訳『バイシクル・シティズン - 「政治」を拒否する日本の主婦』 勁草書房、2012年)

Mansbridge, Jane (1999) "Should Blacks Represent Blacks and Women Represent Women? A Contingent "Yes"", *The Journal of Politics* 61(3): pp. 628-657.

Mayhew, David R. (2004) *Congress: The Electoral Connection*, 2nd. ed., New Haven: Yale University Press. (岡山裕訳『アメリカ連邦議会 選挙とのつながりで』 勁草書房、2013年)

Phillips, Anne (1995) *The Politics of Presence*, New York: Oxford University Press.

Pharr, Susan J (1981) *Political Women in Japan: The Search for a Place in Political Life*, California: University of California Press.

Pitkin, Hanna Fenichel (1967) *The Concept of Representation*, Berkeley: University of California Press. (早川誠訳『代表の概念』 名古屋大学出版会、2017年)

Salisbury, Robert H. (1969) "An Exchange Theory of Interest Group", *Midwest Journal of Political Science*, 13(1): pp. 1-32.

Sapio, Virginia (1981) "When Are Interests Interesting? The Problem of Political Representation of Women", *The American Political Science Review* 75(3), pp. 701-716.

Young, Iris Marion (2002) *Inclusion and Democracy*, New York: Oxford University Press.

ホームページ

朝日新聞デジタル https://www.asahi.com/?iref=pc_gnavi

阿部俊子 <https://www.abetoshiko.com/>

ウィメンズアクションネットワーク (WAN) <https://wan.or.jp/>

公益社団法人日本看護協会 <https://www.nurse.or.jp/>

国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/#/>

高階恵美子 <https://www.takagai-emiko.net/>

日本看護連盟 <https://kango-renmei.gr.jp/about>

文中に掲載したものを含め、最終アクセスは2025年10月31日。